

令和2年12月27日
最終改正 令和2年12月28日

検疫の強化の対象となる国・地域の指定について

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室

外務省領事局政策課

今般、政府の決定により、国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域（英国及び南アフリカ共和国は除く。）からのすべての入国者及び帰国者（ビジネス・トラック及びレジデンス・トラックによる入国者及び帰国者を除く。）について、令和2年12月30日から令和3年1月末までの間、日本入国時の検疫において、出国前72時間以内の検査証明を求めるとともに、検査を実施することとします。また、その際に検査証明を提出又は提示できない方に対しては、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で14日間待機することを要請します。

本措置の対象となる国・地域※は以下のとおりです。

※ 外務省及び厚生労働省において確認ができた都度、指定して公表します。

国・地域	指定日	措置の実施開始日時(日本時間)
アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、オーストラリア、オランダ、デンマーク、フランス、ベルギー	令和2年12月26日	令和2年12月30日午前0時
カナダ（オンタリオ州）	令和2年12月27日	令和2年12月31日午前0時
スイス、スウェーデン、スペイン、ノルウェー、リヒテンシュタイン	令和2年12月28日	令和3年1月1日午前0時